

## 豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において軽費老人ホーム事務費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該施設利用者の利用料負担を軽減することを目的とし、その補助金の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則15号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「サービスの提供に要する費用」とは、職員の俸給、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、利用者保健衛生費等に充当する経費をいう。
- (2) 「サービスの提供に要する費用（月額）」、「民間施設給与等改善費加算額」（以下「民改費加算額」という。）、「生活費」「居住に要する費用」とは、平成20年5月30日付老発第0530003号厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき算定したものをいう。
- (3) 「事務費本人徴収額」は、本人からの徴収額（月額）を基に、各月の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したものをいう。
- (4) 「事務費基準額」とは、軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、市が決定し各施設へ通知する単価（月額）に民改費加算額を加えた額を基に、各月の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したものをいう。

### (基本利用料)

第3条 軽費老人ホームにおける入所者1人1か月あたりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」「生活費」「居住に要する費用」の合算額以下とする。また、軽費老人ホームA型における入所者1人1か月あたりの基本利用料は、「サービスの提供に要する費用」「生活費」の合算額以下とする。

### (補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人等が行う軽費老人ホームの運営に係る事業とする。

2 前項の補助事業に要する費用のうち補助の対象となる経費は、利用者へのサービスの提供に要する費用（以下「事務費支出額」という。）について、利用者から徴収すべ

き利用料の一部を減免した場合においての減免した経費とする。ただし、減免した経費のうち施設運営のためのサービスの提供に要する費用として認められない経費は、補助対象としない。

(補助交付額)

第5条 補助交付額は、事務費支出額と事務費基準額のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額（減免額）とする。

2 事務費基準額の算定にあたっては、国の制度改正や事務連絡等の内容を適切に反映し、必要に応じて随時見直しを行うものとする。

(補助金の交付申込み)

第6条 補助事業を行う者（以下「事業者」という。）は、補助金交付申込書（様式1）に関係書類を添付して、年度ごとに当該年度の4月30日までに提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の変更交付申込み)

第7条 事業者は、当初申請した補助事業の内容に変更が生じた場合は、補助金変更交付申込書（様式2）に関係書類を添付して、別に定める期日までに、変更申込みを行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、交付申込みのあった事業について、適当と認める場合は、本要綱第13条に定める条件を付して、補助金の交付額を決定し、補助金交付決定通知書（様式3）により事業者へ通知する。

(補助金の交付時期)

第9条 この補助金は、前条で決定した額を分割し、原則として5月、7月、10月及び1月の各月末日までに、概算払いにより交付する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた事業者は、補助金交付請求書（様式4）により請求するものとする。

(補助金の追加請求)

第11条 各年度における最終の交付後に、変更交付申請によって補助金の追加が生じた場合も、前条のとおりとする。

(補助金の実績報告)

第12条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内(当該補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日以内)又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式5)に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助条件)

第13条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 軽費老人ホームの運営は、「豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第68号。以下「基準条例」という。)」によること。
- (2) 本人からの徴収額(月額)における階層決定は、毎年度、「軽費老人ホーム利用料認定事務手続きについて」に基づいて行うこと。
- (3) 事業者は、補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業者は、事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかねばならない。なお、予算及び決算については、社会福祉法人会計基準に基づき算出した金額とすること。
- (5) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (8) 市長は、第12条による事業実績報告書等を調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、事業者に通知すること。
- (9) 市長は補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることができること。
- (10) 市長は、事業者が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
  - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき
  - ウ 基準条例に定める配置職員の基準を満たす職員を配置していないとき
  - エ その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (11) 市長は、次に掲げる条件に該当すると認めるときは、期限を定めて、補助金の返

還を命じることができること。

ア 事業者が、前号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しにかかる部分に関し既に補助金を受領している場合は、市長の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。

イ アの規定は（８）の規定により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。

(12) 事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式６）により、速やかに市長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

ウ 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

附 則

この要綱は、平成２４年（２０１２年）４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２５年（２０１３年）４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成３０年（２０１８年）４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成３１年（２０１９年）４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和４年（２０２２年）４月２６日から実施し、令和４年（２０２２年）４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年（２０２６年）４月１日から実施する。

(様式1)

年 月 日

豊中市長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

(施設名: )

軽費老人ホーム事務費補助金交付申込書

年度において、標記の補助金を下記のとおり受けたいので、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記

補助金交付申込額 円

(添付書類一覧)

(様式2)

年 月 日

豊中市長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

(施設名： )

補助金変更交付申込書

年 月 日付豊福政策 号で交付決定を受けた補助金について、下記のとおり変更が生じたので、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記

	変更内容	備考
変更前		
変更後		

※必要に応じて、適宜、行を増やしてください。

(添付書類一覧)

(様式3)

豊福政第 号

補助金交付決定通知書

年( 年) 月 日

様

豊中市長

年 月 日付で交付申込のあった補助金については、次のとおり決定しましたので、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、補助金の交付にあたっては、同要綱第13条各号に掲げる交付条件を付して交付します。

1. 交付の決定内容

補助金等の名称	豊中市軽費老人ホーム事務費補助金 ( 年度分) [補助対象事業(施設区分)]
施設名	
補助金交付額	金 円

2. 交付条件

- (1) 軽費老人ホームの運営は、「豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第68号。以下「基準条例」という。)」によること。
- (2) 本人からの徴収額(月額)における階層決定は、毎年度、「軽費老人ホーム利用料認定事務手続きについて」に基づいて行うこと。
- (3) 事業者は、補助事業を中止し又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

- (4) 事業者は、事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかねばならない。なお、予算及び決算については、社会福祉法人会計基準に基づき算出した金額とすること。
- (5) 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (8) 市長は、第12条による事業実績報告書等を調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、事業者に通知すること。
- (9) 市長は補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに適合させるための措置をとることを命ずることができること。
- (10) 市長は、事業者が次に掲げる条件に該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - イ 補助金を他の用途に使用したとき
  - ウ 基準条例に定める配置職員の基準を満たす職員を配置していないとき
  - エ その他補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (11) 市長は、次に掲げる条件に該当すると認めた場合は、期限を定めて、補助金の返還を命じることができること。
- ア 事業者が、前号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、当該取り消しにかかる部分に関し既に補助金を受領している場合は、市長の指定するところにより取り消された補助金の額を返還しなければならない。
  - イ アの規定は(8)の規定により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超えて補助金を受領しているときにも適用する。
- (12) 事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、下記各号のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書(様式6)により、速やかに市長に届け出を行い、その指示を受けなければならない。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
  - ウ 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
  - エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
  - オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(様式4)

年 月 日

豊中市長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

補助金交付請求書

豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付請求します。

記

今回請求金額 金 円

ただし、 年 月 日付豊福政第 号交付決定に基づく補助金（ 月分～ 月分）

「施設名： 」

交付決定額		円					
内 訳	既受領額	円					
	今回請求額	円					
	残額	円					
振 込 先	金融機関名						
	支店名						
	預金種別						
	預金種別・口座番号	普通・当座・その他					
	口座名義	(加)					

(様式5)

年 月 日

豊中市長 あて

所在地

法人名

代表者氏名

(施設名: )

### 事業実績報告書

年度において、標記の補助金を受けたので、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第12条の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

<添付書類一覧>

(様式6)

## 該当事項届出書

豊中市長 あて

当法人は、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第13条第12号ア～オに規定する次の各号のうち、第 号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所在地

法人名

代表者

(様式7)

豊福政第 号

補助金額確定通知書

年( 年) 月 日

様

豊中市長

年 月 日付豊福政第 号で、交付決定した補助金については、次のとおり確定したので、豊中市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第13条第8号の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市軽費老人ホーム事務費補助金 ( 年度分) [補助対象事業(施設区分)]
施設名	
補助金確定額	金 円